14）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

15）本件に参加しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから業務説明書及び全ての配付資料（変更分を含む。）をダウンロードした者又は下記５⑵に指定する方法で交付を受けた者であること。

⑵　申請書及び資料の作成及び提出方法　申請書及び資料は、説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子入札システムで提出すること。

ただし、資料の提出にあたっては、資料の容量が10ＭＢを超える場合、又は発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は原則として次の受付期間内に必着で、下記５⑴の担当部局に１部郵送（書留郵便等）、託送（書留郵便と同等のもの）又は電子メール（添付するファイル容量は10ＭＢ以下とする）により提出するものとする（電子入札運用基準参照）。なお、電子メールの送信先は下記５⑴に確認し、電子メール送信後、必ず着信確認を行うこと。

１）一次審査の申請書及び資料の提出

ア）電子入札システムによる受付期間：令和７年４月７日から令和７年４月16日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、９時00分から17時00分及び令和７年４月17日９時00分から13時00分まで。

イ）郵送、託送又は電子メールによる受付期間：令和７年４月７日から令和７年４月16日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、９時00分から17時00分及び令和７年４月17日９時00分から13時00分まで。

３　段階的選抜方式（二次審査）

⑴　発注者から競争参加資格があると認められて選抜された者で、下記⑹の期間内に技術提案書を提出した者で、技術提案書の技術評価が最も高い者を優先交渉権者とする。

⑵　技術提案の評価に関する基準　本案件は、国道470号輪島道路（Ⅱ期）事業において、輪島市市ノ瀬町と輪島市三井町を結ぶ道路トンネルを新設するものである。

本トンネルは、施工延長（約1.4㎞）、地山状況、施工及び経済性、事業完了年度等を考慮し、トンネルの掘削工法は、ＮＡＴＭ工法を想定している。

本トンネルは、令和６年能登半島地震の影響により、起点側坑口からトンネル線形に沿って約700ｍの範囲で地山が大規模に崩壊し、土被りが最大で50ｍ程度除去されたことに加え、起点側坑口には崩壊土砂が厚く堆積している状態である。

本トンネルにおける地質調査は、坑口部及び一般部において、直接的な調査（機械ボーリング、弾性波探査、各種試験等）に加え、能登半島地震後に大規模崩壊範囲を中心に追加でボーリング調査を実施している。また、起点側坑口近くには猿谷高架橋Ａ２橋台があり、橋梁工事と近接するため工事が煩雑化する可能性がある。また、能登半島地震からの復興のため早期の全線開通を求められている。

このような状況で、工事の早期完了及び確実な工期の遵守のため、本トンネルの供用を早めるための効率的な施工方法の工夫や、能登半島地震の大きな影響を受けた不安定地山での地すべり等を誘発させない地山安定に配慮した施工方法、及び工事中におけるリスクを想定した現場管理の対応が求められる。

このため、不安定地山における工期短縮が可能で地山安定に配慮した施工方法、及び工事段階におけるリスク（地質の変化、湧水、機械の性能・故障等）を想定した現場管理の対応に関する技術提案を求める。

以上から、施工者独自の高度な技術力（想定される不確定要素への対応等）の活用が必要であるため、技術協力・施工タイプを適用し、本トンネル工事に関する技術提案を求める。

技術提案を求めるにあたっての諸条件は、業務説明書のとおりとする。

技術提案に対する評価項目、技術提案による評価基準は、業務説明書のとおりとする。

技術提案については、下記⑶を評価項目とし、業務説明書及び設計図書に基づき、施工場所の現場条件、周辺環境等にも配慮した技術提案書を提出すること。

また、技術提案に対する評価については、原則として各提案ごとに現場条件等を踏まえ、技術提案の工夫による効果について確実性と重要度により評価し、合算する。

⑶　評価項目について　提出された技術提案については、下記①から③までの評価項目について審査を行う。

①　技術協力業務の実施に関する提案：30点
・理解度、実施手順及び実施体制について評価する。

②　不安定地山における工期短縮が可能で地山安定に配慮した施工方法に関する提案：40点
・的確性及び実現性について評価する。

③　工事段階におけるリスク（地質の変化、湧水、機械の性能・故障等）を想定した現場管理への対応策に関する提案：30点
・的確性及び実現性について評価する。

⑷　技術評価に関する事項　本技案件の技術評価方式は、技術提案評価項目により、技術提案書の技術評価点が最も高い者を、優先交渉権者として選定する方式である。

⑸　設計業務成果等の閲覧　本工事においては、設計業務成果を閲覧することができる。

なお、閲覧に係わる詳細は業務説明書による。

⑹　技術提案書の作成及び提出方法　技術提案書は、業務説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子入札システムで提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、郵送（書留郵便等）、託送（書留郵便と同等のもの）又は電子メール（添付するファイル容量は10ＭＢ以下とする）にて受付期間内必着で１部提出すること。なお、電子メールの送信先は下記５⑴に確認し、電子メール送信後、必ず着信確認を行うこと。

１）二次審査の申請書及び資料の提出

ア）電子入札システムによる受付期間：令和７年５月８日から令和７年６月10日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、９時00分から17時00分及び令和７年６月11日９時00分から13時00分まで。

イ）郵送、託送又は電子メールによる受付期間：令和７年５月８日から令和７年６月10日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、９時00分から17時00分及び令和７年６月11日９時00分から13時00分まで。

⑺　技術提案に対してのヒアリング

１）技術提案のヒアリングは、令和７年６月17日から令和７年６月19日のいずれかの日とする。なお、ヒアリングの日時、場所及び方法は、別途連絡する。また、出席者は３名以内とする。

２）事故、異常気象等のやむを得ない理由以外でヒアリングを欠席した場合は、技術提案を無効とすることがある。

⑻　技術評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法　技術評価点が最も高いものが複数者いる場合、下記の１）から３）の順で優先交渉権者を選定するものとする。

１）技術提案「②不安定地山における工期短縮が可能で地山安定に配慮した施工方法に関する提案」の得点が高いもの

２）技術提案「③工事段階におけるリスク（地質の変化、湧水、機械の性能・故障等）を想定した現場管理への対応策に関する提案」の得点が高いもの

３）北陸地方整備局における一般土木工事の有資格者名簿の上位者

なお、３）について、特定ＪＶ及び地域維持型ＪＶの場合は代表者の順位とする。

４　優先交渉権者に関する事項

⑴　優先交渉権者の選定後、技術協力業務についての見積合せを実施した上で、技術協力業務委託契約を締結すると同時に、建設工事の契約に至るまでの手続きに関する基本協定を締結し、価格等の交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては価格等の交渉の意思を確認した上で技術提案を反映した技術協力業務を改めて実施する。